

様式第4号（第5関係）

活動結果報告書

平成 31年 4月 30日

越前市議会

議長 川崎 悟司 殿

議員氏名

安立里美



下記のとおり報告します。

日 程 平成 31年 1月 28日(月曜日)～平成 31年 1月 29日(火曜日)

活動先 参議院会館・衆議院会館

活動目的 入管法改正についての研修、高木衆議院議員・滝波参議院議員への要望

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

28日は参議院会館にて「入管法改正にともなう自治体への支援」に関する講義を受ける
講師は入国管理局 在留管理業務室長 菅野典子氏ほか4名の関係職員

1. 出入国及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の概要について
2. 特定技術の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要について
3. 特定技術の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について（閣議決定）
4. 分野別運用方針について（14分野）

5. 特定技術の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（閣議決定）

6. 「特定技術の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用概要について

以上をととても分かりやすく説明していただきました。共生社会実現に向け該当者の声を
集めて様々な取り組みをされているようですが、大手の企業と多くの外国人を雇用する
自治体を対象にしているため、越前市にははまらないような部分が多く見られました。

29日の国会議員への要望では滝波参議院議員が経済産業大臣政務官になられたことで
越前市における中心市街地活性化にご尽力いただける事をお約束していただきました

政新会視察研修日程表

日 時 平成 31 年 1 月 28 日（月）～1 月 29 日（火）

会 場 研修 参議院会館 地下一階 B101

衆議院会館 高木衆議院議員室

参議院会館 滝波経済産業大臣政務官室

内 容 28 日 入管法改正についての研修

29 日 地方創生、中心市街地活性化についての研修

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 5年以内
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 3年以上

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定 (附則あり)
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。 企業、支援計画をいじり
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

技能実習3年以内

4月より

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定 長引く、井コエ

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

3月中旬にワッ、コメント。 申請へのマニュアルづくり

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

> 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

> 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

> 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

> 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

> 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

> 人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

> 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

> 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

> 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

> 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

分野別運用方針について(14分野)

14分野 → 必要なのは3つ

外に者

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 [1試験区分]	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 [13試験区分]	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・機械検査 ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装 [18試験区分]	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・工業包装 [13試験区分]	直接
国土省	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ/表装 [11試験区分]	直接
	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分]	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 派遣
	飲料品製造業	34,000人	飲料品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲料品製造業全般(飲料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接

(注)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

外国人受入環境整備交付金の概要 (案)

経緯

- 我が国に在留する外国人は近年増加（約256万人）、国内で働く外国人も急増（約128万人）
- 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設→外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との多文化共生社会の実現に向けた環境整備が必要
- 平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が関係閣僚会議了承
- 総合的対応策では、生活者としての外国人を支援する施策として、「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」が掲げられており、自治体に

概要

- 目的：在留外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるよう、情報提供・相談を行う一元相談窓口の整備に取り組む
地方自治体を支援
- 交付先：都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村（特別区を含む。）
〔全国約100か所〕
- 対象経費：（1）整備費：新たな一元相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費
（2）運営費：一元相談窓口体制の維持・運営に必要な経費
- 交付額：（1）整備費：必要経費の全額（限度額1千万円）
（2）運営費：必要経費の2分の1（限度額1千万円）

※ 平成30年度補正予算案においては、整備費の支援。平成31年度予算案においては運営費の支援。

事業イメージ・具体例

- 在留外国人から、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等、生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供及び関係機関への取次ぎを行う。

⇒ 例えば、上記事業の実施のため、

- ・ 相談カウンターなどの備品の設置、多言語化に対応する翻訳機の導入
- ・ 多言語で相談を行うことができる相談員の配置

など整備・運営に必要な経費を支援する。

事業スキーム

